

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月23日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

#### 広島県公安委員会規則第6号

##### 交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表2 交番の部広島県安佐北警察署の款口田交番の項中「口田南四丁目」を「口田一丁目」に改め、同部広島県尾道警察署の款美ノ郷交番の項中「三成丘」を「三成」に改める。

別表3 警察官駐在所の部広島県広島西警察署の款五月が丘警察官駐在所の項中「石内北一丁目・二丁目」の次に「・五丁目」を加え、同部広島県広警察署の款長浜警察官駐在所の項中「長浜二丁目」を「広長浜二丁目」に改め、同部広島県福山東警察署の款坪生警察官駐在所の項中「坪生町一丁目～五丁目」を「坪生町一丁目～六丁目」に改める。

別表備考中「平成21年8月1日（三原市の区画にあっては平成21年8月31日）」を「平成22年3月1日」に改める。

##### 附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。